報告第１３号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２９年６月６日提出

八幡浜市長　大　城　一　郎

専決第９号

県道舌間八幡浜線において発生した交通事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件につき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２９年４月２４日

八幡浜市長　大　城　一　郎

記

１　和解の相手方

[redacted]

２　和解の内容及び損害賠償の額

⑴　平成２９年３月１日午前１１時３０分ごろ、八幡浜市栗野浦乙４１番２地先県道舌間八幡浜線において、市所有の車両が対向車と離合できず後進した際に、後方不注意により、後続の相手方の軽自動車の前部に接触し、損害を与えた。

このため、国家賠償法（昭和２２年法律第１２５号）第１条第１項の規定に基づき、相手方車両の修理損害額の全額を市が相手方に支払う。

⑵　相手方は、今後いかなる事情が発生しても、その余の請求を行わない。

⑶　損害賠償の額　４５，２０９円